

○居宅訪問型児童発達支援給付費

	注	注	注	注	注
基本部分	専門職員が支援を行う場合	児童発達支援管理責任者の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	身体拘束廃止未実施減算	特別地域加算
居宅訪問型児童発達支援給付費 (988単位)	+679単位	減算が適用される月から4月目まで ×70/100 5月以上連続して減算の場合 ×50/100	減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	利用者全員について、1日につき5単位を減算	+15/100
通所施設移行支援加算 (1回を限度として、500単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) (1月につき 所定単位×79/1,000)				注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) (1月につき 所定単位×58/1,000)				
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) (1月につき 所定単位×32/1,000)				
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき 十八の90/100)				
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) (1月につき 十八の80/100)				
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき 所定単位×11/1,000)					注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可